

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校では学校教育活動全般において生徒一人一人が「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」の認識をもつとともにそのことを実践していく態度を養う。また、教職員はいじめに対する感性やそれを防止する実践力および人権感覚や人権意識そして力量を高め、生徒が生き生きと活動できる環境づくりに努めなければならない。

1 いじめに関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 [参考：いじめ防止対策推進法]

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめの認識

○ 「いじめは人間として絶対に許されない」

いじめはそれを受ける側に大きな苦痛を与え、人権を侵害する行為であるばかりでなく、自身の心身の健全な発達をも阻害するものであり、人格形成上見逃すことのできない大きな問題である。

○ 「どの学校でもどの子どもにも起こり得る」

日頃から、生徒が発信する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。

いじめは見えにくい構造をしているため、普段と違った様子・行動に気をつける。

2 いじめの防止

「いじめを生まない土壌づくり」

○ 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

全ての生徒が授業や行事に主体的に参加し活躍できる環境づくりに努める。

道徳教育や人権教育、人間関係を築く特別活動、体験活動等を充実させ、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

○ 互いに認め合い、助け合うなかまづくり

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力を育み、互いに認め合える人間関係づくりを進める。

- 生徒や学級の状況の把握
言動や身だしなみなどの変化や普段と違った様子・行動に気をつける。
- 校内研修の充実
いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

3 早期発見

早期発見が重要。普段から生徒の様子に気を付ける。

- (1) 教職員相互の情報共有
授業や部活動などの中で気づいたことを教職員同士で情報交換を行い、担任等は集約に努める。
- (2) 生徒の状況把握
面談や家庭訪問等により生徒、保護者と信頼関係を構築し、生徒の置かれている状況を的確に把握する。

4 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、速やかにかつ適切に対応する。

- (1) いじめへの組織的対応
いじめ防止対策委員会が中心となり組織で対応する。
- (2) いじめを受けている生徒、保護者への支援
共感的に受け止める姿勢で対応する。生徒を守るという姿勢を明らかにし、またプライバシーの保護にも十分留意する。
- (3) いじめを行っている生徒への指導及び保護者への助言
いじめは決して許されない行為であることやいじめられた者の心の痛みを理解させる対応をしていく。人間的な成長につながるよう指導を重ね、保護者に対しては事象の概要を説明し、その重大性を認識してもらい、指導についての理解と家庭での支援と協力をお願いする。
- (4) 周囲の児童生徒への指導
集団全体にいじめを許さない雰囲気が醸成されるよう指導し、「傍観者」はいじめを助長する立場であることを理解させる。
- (5) 教育委員会との連携
学校においていじめを把握した場合には、所定の様式で速やかに教育委員会へ報告する。必要に応じて教育委員会の支援のもと、管理職およびいじめ防止対策委員会等が中心となって問題の解決にあたる。